

## 大阪市母子父子寡婦福祉資金審査会議開催要綱

### (目 的)

第1条 母子及び父子並びに寡婦福祉資金（以下「資金」という。）貸付事務を円滑に推進するため、大阪市母子父子寡婦福祉資金審査会議（以下「会議」という。）を開催する。

### (所掌事務)

第2条 会議は、次に掲げる事項につき、市長に対し、意見を具申する。

- (1) 資金の貸付申請の審査に関する事項。
- (2) 資金の償還に関する事項。
- (3) その他、資金の運営に関する事項。

### (会議の委員)

第3条 会議には、次に掲げる者のなかから、市長等が委嘱する5名以内の委員が参加する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 民生委員・児童委員
- (3) 母子・父子福祉団体役員
- (4) その他、市長が必要と認める者

### (任期)

第4条 委員の任期は概ね3年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

### (委員長)

第5条 会議には委員長を置く。委員長は委員の互選による。

- 2 委員長は、会議を代表し、議事その他会務を総括する。
- 3 委員長が欠けたとき、または委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職を代行する。

### (会議の招集)

第6条 会議の招集は、委員長が行う。

### (庶務)

第7条 会議の庶務は、こども青少年局子育て支援部こども家庭課において行う。

### (運営の細目)

第8条 この要綱の運営についての必要な事項は、委員長が定める。

(附 則)

この要綱は、昭和57年10月1日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成17年9月1日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成20年1月1日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。